

国土交通省からの河川法に係る監督処分のための 協議開始について

平成19年4月20日
北陸電力株式会社

このたび、国土交通省北陸地方整備局及び近畿地方整備局より、河川法に係る手続き不備があった事案（平成18年12月20日、平成19年3月14日にお知らせ済み）に対し、河川法第75条に基づく河川管理者の監督処分を行うため、関係箇所との協議を開始する旨の通知がありました。

当社といたしましては、今回の内容を検討し、適切に対処してまいります。

以上